

道の駅「奥河内くろまろの郷」デジタルマップ設置業務 仕様書

本仕様書は、河内長野市（以下「本市」という。）が、道の駅「奥河内くろまろの郷」（以下、「道の駅」とする。）に、来訪者に対して効率的な観光情報等の情報を発信するためタッチパネル式デジタルマップを設置するために係る業務について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

道の駅「奥河内くろまろの郷」デジタルマップ設置業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

現在、道の駅においては、紙媒体のチラシや従来のデジタルサイネージ等による情報提供は行っているが、これらは一方向的な発信に留まっており、来訪者個々のニーズに応じた情報の深掘りや、具体的な地域内周遊への動機付けが十分とは言えない課題がある。

本事業は、操作性に優れたタッチパネル式デジタルマップを導入することで、来訪者が能動的に情報を探索できる環境を構築するものである。単なる施設紹介に留まらず、利用者の関心や操作に連動して関連する観光情報や周辺スポットを提案する「双方向（インタラクティブ）な情報提供」を実現し、来訪者の満足度向上と、周辺地域への強力な観光周遊（回遊）の促進を図ることを目的とする。

3. 業務概要

履行期間：契約締結日の翌日 ～ 令和9年3月31日

設置場所：道の駅 ビジターセンター前（半屋外）

委託限度額：10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※見積書の提出時には、機器、設置、コンテンツ構築などにかかる費用を詳細に記載すること。

4. 業務内容

受託者は以下の業務を実施する。

1. タッチパネル式デジタルマップの設計及び設置
2. 運用にかかるシステム及びコンテンツ構築
3. 業務運営を維持するための操作支援（マニュアル作成等）

4-1. 設計及び設置

筐体設計および設置にあたっては、寸法、取付位置、電気工事、ネットワーク等について、発注者と十分に協議すること。なお、デジタルマップの設置は安全面に十分配慮して行うものとし、固定にあたっては、筐体下部へのウェイト（重し）の設置、またはベースプレートの拡張等を基本とし、想定される風圧や震度に対して十分な転倒防止策を講じること。また、設置工事時には建設業法等の関係法令を遵守すること。

(1) ハードウェア要件

ディスプレイ：75 インチ以上、4K 対応であること。また、本筐体は、道の駅の屋外（または半屋外）に設置されることを踏まえ、直射日光や外光が当たる環境下においても、来訪者が地図情報や文字を明瞭に視認できる十分な輝度およびコントラストを有するものとする。

タッチパネル：静電容量方式等、屋外光の影響を受けにくく滑らかな操作が可能なもの

筐体：十分な放熱、防水対策等、屋外にて発生する事象を想定していること。

稼働時間：道の駅の営業時間（9時00分～17時00分）

設置時期：令和9年2月末までに設置、同年3月から運用を行うこと

4-2. システム・コンテンツ構築

受託者は一般の人が使いやすいレイアウトや魅力的なデザインを提案すること。コンテンツ内容については、発注者と十分に協議すること。なお、コンテンツについて、以下の項目を想定しているが、その他、受託者が必要と判断する事項について、追加することを妨げるものではない。

① 利用促進に関する提案

- ・触ってみたいくなるデザイン

道の駅来訪者をデジタルマップに誘う、見たくなるようなデザインにすること。

- ・直感的ナビゲーション

観光施設の検索方法として、地図検索およびジャンル別検索ページを設けること、なお、表示には写真やアイコン等を活用し、瞬時に観光情報が判別できる UI を設定すること。

なお、観光施設等の情報については、本市が所有するデータ等を活用できるものとする。河内長野観光ナビに掲載している情報が本市の所有するデータとなる。

② だれもが使いやすいデザインに関する提案

国籍、言語、年齢、能力に関わらずだれもが情報を取得、理解できるようなデザインを提案すること。

なお、言語については日本語、英語、中国語（繁・簡）、韓国語の言語には、必ず対応すること。また、翻訳については、翻訳アプリなどの機能を活用することを妨げ

ないが、当初の文脈ができるだけ変わらないように設定すること。

③ 観光周遊に寄与する提案

利用者が、検索したい情報と関連する情報、もしくは、発注者側で推奨したい情報を利用者に提案できるシステムを構築すること。

また、検索した結果等を道の駅外でも使用できる提案を行うこと。

4-3. 業務運営支援

① 運用管理体制の確保

本業務終了後も、発注者および管理運営者が円滑に情報の更新等の運用管理を行えるシステムを構築すること。また運用管理者向けのマニュアルを作成し、運用指導を行うこと。

② 利用者ログの自動集計およびデータ抽出

今後の効果的な情報発信に資するため、利用者の好みなどの利用者ログを自動集計し、データとして抽出ができるようにすること。

5. 保守・サポート体制

ネットワークを通じてシステムの稼働状況を常時監視し、異常検知時には早急に担当者へ通知すること。また故障発生等の障害については、できるだけ迅速に復旧作業（リモートまたは現地）に着手すること。

また本提案には、来年度以降の運用に係る費用（保守点検費用や通信費等）も記載すること。

※来年度に、保守点検業務を別途発注予定

6. 納入成果物

- ・システム一式（ハードウェア・ソフトウェア）
- ・運用マニュアル（管理者用・操作用）
- ・導入完了報告書

7. 提出書類

受託者は、本業務着手にあたり、以下の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

- ・業務主任技術者通知書
- ・業務責任者経歴書
- ・業務計画書

8. 業務履行、業務完了報告および成果品

- (1) 受託者は、毎月、業務の履行状況について本市へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務完了後速やかに、以下の書類を提出するものとする。
 - ・業務完了届
 - ・成果品目録
 - ・業務完了報告書（製本2部）
 - ・写真、デザインなど本業務に係る成果品（DVD等の記録媒体に保存する）

9. 業務実施にあたっての注意事項

(1) 協議

受託者は、本業務の実施にあたり、本市と十分協議の上、実施すること。

(2) 秘密の保護

受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

(3) 法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関係法令を遵守すること。

(4) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報等（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報及び河内長野市が保有する死者情報の取扱い等に関する規則に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を取り扱う場合には個人情報等の保護を徹底すること。

(5) 著作権および知的財産権の取り扱い

- ① 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合は、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処することとする。
- ② 今回の本業務により制作される成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）、所有権等その他の一切の権利は本市に帰属するものとし、本市は本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するもの

とし、この場合、本市は権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

- ③ 受託者は、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- ④ 上記本業務の内容を執行するにあたり、第三者（本市及び受託者以外の者）が所有権、著作権等を持つものがある場合は、必要となる著作権の処理を、本市と協議のうえ適切に実施すること。

（6）成果品等の事後使用について

- ① 受託者によって本市に納品された成果品は、今後、受託者に確認することなく本市および本市が認める団体が主催して行う事業に活用することができることとする。
- ② 成果物は、本市が自由に二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとする。

（7）業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託することができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、本業務の一部を委託することができる。

（8）管理義務

- ① 受託者は、本業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が本市の責任に帰する理由による場合はこの限りではない。
- ② 本業務中に生じたトラブルの対応については、原則として受託者の責任において行う。ただし、本業務の責任者から本市への報告を速やかに行い、本市への引継ぎを必要とする場合においては直ちに引き継ぐこととする。

（9）資料等の提供

本業務の実施にあたり、協議の上、本市は本業務に必要な書類等の作成・分析に必要な資料等の提供を行う。

（10）その他

- ① 契約期間終了後、受託者の責に帰すべき事由による不備等が発覚した場合、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する費用は受託者の負担とするものとする。
- ② 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったと

きは、速やかに本市に報告し、その指示に従うものとする。

- ③ 契約締結にあたり、本市は、受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- ④ 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、協議により本業務を進めるものとする。